

各位

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
会長 中野 義勝

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会への参加について（案内）

この度、沖縄県内のサンゴ礁をいつまでも健全に残すために、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会が発足いたしましたので、お知らせ致します。沖縄県サンゴ礁保全推進協議会は、沖縄県自然保護課の事業である「民間参加型サンゴ礁生態系保全活動推進事業」により、平成19年度から設立の準備が進められてきました。この度の協議会発足に伴い、会員を募集致しますので、別紙の設立趣意書及び協議会の基本理念にご賛同いただき、サンゴ礁保全のための活動を推進していきたいとお考えの方は、是非お申し込み下さい。なお、今年度のお申し込みにつきましては、入会費および年会費はかかりません。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会は、総合的なサンゴ礁保全の推進、多様な主体の連携、地域のサンゴ礁保全への支援、意見表明の自由の保証と協議会の中立性の確保を基本理念に据え、沖縄のサンゴ礁を健全な状態で次世代へ残すために、サンゴ礁の保全に取り組みます。本協議会は次のような特徴があります。

目的はサンゴ礁保全です

日頃から沖縄のサンゴ礁保全活動に関わっておられる様々な人々が横断的に結びつき、自由に情報や意見を交換し、多様な参加と協力のもと、持続可能なサンゴ礁の利用による地域づくりを図ろうというものです。

大きなネットワーク

それぞれに目的を持つ異なった立場にある多くの人々が、自由にゆるやかに結びつき情報や意見交換を行える場をつくり、サンゴ礁保全に関わる情報を収集・提供します。

誰でも参加できます

サンゴ礁の保全に関心をお持ちの方や団体なら誰でも参加できます。私たち一人一人の市民がサンゴ礁保全の主体であるというだけでなく、さまざまな機関や人々が有機的に連携して、サンゴ礁保全を達成できるように活動する協議会を目指します。

なお、今年度のお申し込みにつきましては、入会費および年会費はかかりません。ただし、協議会の活動を維持あるいは拡大するために必要な費用については、会費制とするかどうかも含め、会員の中で議論して決定していきます。

お申し込みの方法

別紙の設立趣意書及び基本理念にご賛同の上、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会へ参加をご希望の方は、添付の「申込書」にご記入の上、電子メール又はファックスでお申し込み下さい。

添付資料：入会申込書、設立趣意書、基本理念、規約、役員

【お問い合わせ先】

一般財団法人沖縄県環境科学センター 環境科学部

担当：長田智史、山川英治

E-mail : coralreef@okikanka.or.jp

Fax : 098-875-5702

Homepage : <http://coralreefconservation.web.fc2.com/index.html>

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 入会申込書（個人として入会）

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 事務局行

年 月 日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の趣旨・理念に賛同し、下記のとおり申し込みます。

氏名	
ふりがな	
所属	
住所 (資料等の送付先)	
電話 番号	
ファックス番号	
E-mail アドレス	メイリングリストへの登録を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
会員名簿への記載	1. すべて記載 2. () は記載しない

※ご要望・事務局へのご連絡事項などございましたら、ご自由にお書きください。

連絡欄：

以下、アンケートにご協力下さい。総会時に発表いたします（団体/個人名は非公表とします）。

<p>1) 団体/個人で重点的に行っている保全活動を教えてください。（3つまで）</p> <p>1. モニタリング/調査（被度、水温、赤土、白化など） 2. オニヒトデ駆除 3. サンゴ片移植</p> <p>4. 環境教育/人材育成 5. イベント企画・開催 6. 資金調達・提供</p> <p>7. 政策提言 8. 資源管理/監視 9. 技術開発 10. 保全計画策定 11. その他 ()</p>
<p>2) 団体/個人の主な活動地域と主要な活動スタッフの人数を教えてください。</p> <p>1. 市町村内 2. 複数の市町村 3. 都道府県内 4. 行政区単位でない</p> <p>5. 国内全域 6. 国内と海外地域</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>A. 1～5名 B. 6～10名 C. 11～20名 D. 21～50名 E. 51～100名 F. 100名以上</p>
<p>3) 団体/個人で最も憂慮している問題を一つ教えてください。</p> <p>1. 人材不足 2. 情報不足 3. 資金不足 4. その他 ()</p>

お申し込みの方法

上記の加入申込書に必要事項をご記入の上、事務局宛にEメール又はFAXにてお申し込み下さい。

お申し込み宛： 一般財団法人 沖縄県環境科学センター 環境科学部自然環境課
 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会事務局 宛
 E-mail: coralreef@okikanka.or.jp FAX: 098-875-5702

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 入会申込書（団体として入会）

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 事務局行

年 月 日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の趣旨・理念に賛同し、下記のとおり申し込みます。

団体名	
ふりがな	
代表者	
担当の部署名	
担当者	
住所 (資料等の送付先)	
電話番号	
ファックス番号	
E-mailアドレス	メイリングリストへの登録を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
団体の概要	
会員名簿への記載	1. すべて記載 2. () は記載しない

※ご要望・事務局へのご連絡事項などございましたら、ご自由にお書きください。

連絡欄：

以下、アンケートにご協力下さい。総会時に発表いたします（団体/個人名は非公表とします）。

<p>1) 団体/個人で重点的に行っている保全活動を教えてください。（3つまで）</p> <p>1. モニタリング/調査（被度、水温、赤土、白化など） 2. オニヒトデ駆除 3. サンゴ片移植</p> <p>4. 環境教育/人材育成 5. イベント企画・開催 6. 資金調達・提供</p> <p>7. 政策提言 8. 資源管理/監視 9. 技術開発 10. 保全計画策定 11. その他（_____）</p>
<p>2) 団体/個人の主な活動地域と主要な活動スタッフの人数を教えてください。</p> <p>1. 市町村内 2. 複数の市町村 3. 都道府県内 4. 行政区単位でない</p> <p>5. 国内全域 6. 国内と海外地域</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>A. 1～5名 B. 6～10名 C. 11～20名 D. 21～50名 E. 51～100名 F. 100名以上</p>
<p>3) 団体/個人で最も憂慮している問題を一つ教えてください。</p> <p>1. 人材不足 2. 情報不足 3. 資金不足 4. その他（_____）</p>

お申し込みの方法

上記の加入申込書に必要事項をご記入の上、事務局宛にEメール又はFAXにてお申し込み下さい。

お申し込み宛： 一般財団法人 沖縄県環境科学センター 環境科学部自然環境課
 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会事務局 宛
 E-mail: coralreef@okikanka.or.jp FAX: 098-875-5702

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

設立趣意書

私たちが生活する沖縄の島々はサンゴ礁が基盤となっていてできています。台風が常襲する沖縄にとってサンゴ礁は、自然の防波堤としての重要な役割を果たしているだけでなく、熱帯雨林と並ぶ多種多様な生物の宝庫でもあり、私たちに漁業資源や観光資源など様々な恩恵をもたらしてくれます。

かつて沖縄では、島という限られた陸地とサンゴ礁を活用し、環境と調和のとれた半農半漁の生活が営まれていました。人々は多様性に富んだサンゴ礁とそれに続く広大な海に向き合い、海を敬い親しむ風土を古くから継承しながら、ニライ・カナイ信仰とそれにまつわる儀式や浜下りなどの行事にみられる民俗や特色ある芸術、さらには歴史的遺産にいたるまで、沖縄独自の文化を創りあげてきました。しかしながら、その様相は近年になって急激に変化しています。

1972年に本土復帰を果たした沖縄では、米軍基地問題を先送りしたまま「本土並み」を合い言葉に、数次にわたる沖縄振興計画に基づいた諸分野の産業振興策が進められ、都市基盤、医療・福祉、教育等の環境が着実に整備されました。

その中でサンゴ礁は、新たな経済産業基盤として脚光を浴びる観光分野での重要な社会資産となります。しかし一方で、商業メディアに求められる「青い海、白い砂浜」という単調なイメージ広告が繰り返し展開された結果、県民自身も自ら求めた経済発展の影で多様な伝統的価値観を失い、現実感の伴わない画一化されたイメージだけが浸透していきました。このようにして、サンゴ礁の実態を深く知る機会を失ってしまいました。

さらに、私たちの暮らし方、いわゆる開発、農業・観光・漁業などの諸産業の活動が、直接間接にサンゴ礁生態系の破壊と疲弊を引き起こしています。永い年月をかけて形成された貴重なサンゴ礁は次々に埋め立てなどにより消失しました。幸いにして残ったサンゴ礁も、止まらない赤土や汚水の流出、オニヒトデの大発生、サンゴの病気に加えて、過剰利用によってサンゴ礁の持つ優れた資源的価値を損ない、その存続が危ぶまれています。

これらに加えて、頻発する白化現象など、地球規模の気候変動による海水温の上昇や海洋酸性化は、サンゴ礁にも大きな影響を及ぼしつつあり、問題はより広域化・複雑化しています。世界的にも貴重な沖縄のサンゴ礁を健全な状態で次世代へ残すために、その保全に取り組むことが急務です。

2004年に沖縄で開催された国際サンゴ礁シンポジウムでの「沖縄宣言」や、2007年発効の海洋基本法を始めとする国内の法整備など、研究者や国によるサンゴ礁保全への取り組みが始まっています。沖縄においても、地域の自治体やNPOや企業による海岸清掃、オニヒトデ駆除、海の観察会、サンゴ群集再生の試み、観光業・漁業者による海域利用のルール作りなど、さまざまな活動が進められています。こうした活動を効果的に行いより良い結果を導くには、サンゴ礁を取り巻く自然・文化・社会・経済の特性や多様な価値観を十分理解したうえで、それぞれの活動を相互に連携させて持続的に進めていくことがとても大切です。

そのためには、持続可能なサンゴ礁の利用による地域づくりをすすめ、地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関など、さまざまな人々を横断的に結びつける組織が必要です。そしてその組織を総合的で持続的に運営してゆくには、異なった立場にある多くの人々が、自由に情報や意見交換を行える場がつくられること、多様な参加と協力が行える仕組みを用意することも必要です。

このような組織を目指してここに「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」を設立します。

平成20年5月18日

(仮称)沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会設立準備会合委員一同

上里幸秀	中山恭子
上田邦太郎	西平守孝
浦崎 晃	平井和也
岡地 賢	平田春吉
垣花武信	宮城俊彦
鹿熊信一郎	安村茂樹
梶原健次	横井仁志
後藤亜樹	吉田 稔
小林靖英	(アイウエオ順)
桜井国俊	
寺田麗子	
中野義勝	
中谷誠治	

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

基本理念

本協議会は、沖縄にとって真に持続可能な社会を形成するために、健全なサンゴ礁を次世代に残すことが不可欠であることを踏まえ、サンゴ礁の保全に取り組みます。

1 総合的なサンゴ礁保全の推進

海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進します。

2 多様な主体の連携

地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進します。

3 地域のサンゴ礁保全への支援

サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援します。

4 意見表明の自由の保証と協議会の中立性の確保

本協議会では、構成員の自由な意見表明を保証すると共に、協議会としては、特定の政治、思想、経済的利益にとらわれることなく、さまざまな利害や意見に対して中立かつ公平な姿勢でサンゴ礁の保全に取り組みます。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約

第1章 総則

(設置)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立趣意書（別紙参照）に基づき協議会を設置する。

(名称)

第2条 この協議会は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」と称する）という。協議会が正式に発足し、活動を推進する過程で所定の方法にて協議会の呼称を決定できるものとする。

(対象区域)

第3条 協議会がサンゴ礁保全に取り組む対象区域は、沖縄県全域（沖縄県内の陸域と海域）及び奄美群島までとする。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 協議会は、対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うことを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を基本に行うものとする。

- (1) 海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進する活動。
- (2) 地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進する活動。
- (3) サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援する活動。
- (4) 会員や地域などを対象に、サンゴ礁の保全に関する貢献等に対する表彰。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 構成と会員

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を運営事務局に提出し、会員となる。

(権利の停止)

第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。

- 2 協議会への参加の意思がないとは、総会開催の案内を送付後、総会参加の意思表示や委任状および議決権行使書の送付が2年間続けてない場合をいう。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき

(2)規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1)辞任
- (2)死亡、失踪の宣告
- (3)会員が属する団体若しくは法人の解散
- (4)除名

第 4 章 役員等

(役員)

第 11 条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|--------|
| 会長 | 1 名 |
| 副会長 | 1 名 |
| 理事 | 20 名以内 |
| 監査役 | 2 名 |

(役員を選任)

第 12 条 役員は、以下の方法で選出する。

- (1)会長は会員の中から互選により選出する。
- (2)副会長は会員の中から会長が指名する。
- (3)理事 18 名および監査役は会員の中から互選により選出する。
- (4)会長が特に必要と認めるときは、会員の中から 2 名以内の理事を指名することができる。
- (5)監査役は、理事会構成員以外の会員の中から会長が指名する。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は 2 年を基本とする。但し、平成 20 年 6 月 28 日に選出される役員任期については、次回の総会までとする。また、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、他の役員残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは職務を遂行する。

(役員職務)

第 14 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監査役は、協議会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 5 章 総会、理事会、委員会等

(総会)

第 15 条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、事業年度開始後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認め、理事の 5 分の 3 以上から請求があったとき開催する。
- 4 総会は会長が招集し、総会の議長は、会員の中から選出する。

(総会の議決事項)

第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1)規約の制定または変更
- (2)事業報告及び収支決算
- (3)事業計画及び収支予算
- (4)役員を選任
- (5)除名
- (6)解散
- (7)その他理事会において必要と認めた事項

(総会の議決方法)

第 17 条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。

- 2 会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。但し、前条第 5 号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。
- 5 総会の成立要件である会員の過半数とは、会員の総数から、第 7 条第 2 項で会員の権利を停止されている者を除いた会員の過半数とする。

(理事会)

第 18 条 理事会は、必要に応じて開催し、会長、副会長、理事、事務局長により構成する。

- 2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。
- 3 理事会の議事は、出席者の 5 分の 3 以上により決する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 理事会に出席できない構成員は、所定の様式により他の出席者へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

(理事会の議決事項)

第 19 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会が議決した事項の執行に関すること。
- (3)諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (4)その他会長が必要と認める事項

(委員会)

第 20 条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。

(委員会の運営等)

第 21 条 委員長は理事の中から会長が任命するものとする。

- 2 委員会は会員の有志により構成される。
- 3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。
- 4 委員会の運営は当該委員会の細則による。

(委員会の解散)

第 22 条 委員会は、当該委員会の議を経て理事会へ届け出た上、解散することができる。

2 委員会の解散に係わる規定は当該委員会による。

(公開)

第 23 条 協議会の会議及び委員会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 協議会の会議及び委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。

3 協議会の会議及び委員会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。

4 協議会の会議及び委員会の議事結果は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある項目を除き、要旨をとりまとめて議事要旨とし、議長の承認を経てホームページ等で公開する。

第 6 章 運営事務局

(運営事務局)

第 24 条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を沖縄県環境生活部自然保護課に設置する。

2 事務局長は、協議会会員の中から会長が任命する。

3 事務局長の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

(運営事務局の所掌事務)

第 25 条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1)第 15 条に規定する総会、第 18 条の理事会及び第 20 条の委員会の議事・進行に関する事項

(2)その他協議会が付託する事項

第 7 章 補足

(経費)

第 26 条 この協議会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(寄付金等)

第 27 条 協議会はサンゴ礁保全の推進のために、寄付金を得ることができる。

2 寄付金の使途については、第 15 条に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(会計年度)

第 28 条 この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(運営細則)

第 29 条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第 15 条に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。

(残余財産の帰属)

第 30 条 この協議会が解散したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

附則

この規約は、平成 20 年 6 月 28 日から施行する。

この規約は、平成 20 年 12 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 6 月 14 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 6 月 18 日から施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 17 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 6 月 16 日から施行する。